

医療局薬剤師奨学金返還資金貸付条例をここに公布する。

令和8年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

医療局薬剤師奨学金返還資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、県立病院等において薬剤師の業務に従事する者に対して医療局薬剤師奨学金返還資金（以下「返還資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の奨学金の返還を支援し、県立病院等の薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立病院等 県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）第2条第2項に規定する県立病院等をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他の学資として貸与を受けた資金（当該資金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）であつて、医療局長（以下「局長」という。）が適当と認めるものをいう。

(貸付け)

第3条 返還資金は、次の各号のいずれにも該当する者の申請に基づき、その者に、局長が選考により貸し付ける。

- (1) 県立病院等において薬剤師の業務に従事することとなった企業職員（臨時又は非常勤の企業職員を除く。以下「職員」という。）であること。
- (2) 奨学金の返還に係る債務を有する者（当該債務について遅滞の責任を負っている者を除く。）であること。
- (3) その他局長が別に定める要件を満たすこと。

(貸付金額)

第4条 返還資金の貸付金額は、月額50,000円の範囲内で局長が定める額とする。

(貸付期間及び貸付方法)

第5条 返還資金は、貸付けを開始した月から起算して72月間（第7条に規定する休止期間を除く。）の範囲内で、毎月、貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸し付けることができる。

(貸付けの廃止)

第6条 局長は、第3条の規定による返還資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、返還資金の貸付けを廃止するものとする。

- (1) 県立病院等を退職したとき。

- (2) 奨学金の返還に係る債務について遅滞の責任を負ったとき。
 - (3) 返還資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、返還資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (貸付けの休止)

第7条 局長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還資金の貸付けを休止することができる。この場合において、休止を受けた期間（以下「休止期間」という。）の分として既に貸し付けられた返還資金があるときは、その返還資金は、休止期間の翌月以後の分として貸付けされたものとみなす。

- (1) 奨学金の返還を猶予されることとなったとき 当該猶予の開始の日の属する月から当該猶予の期限の属する月までの期間
 - (2) 出向、研修その他の局長が別に定める事由により、県立病院等において一時的に薬剤師の業務に従事しないこととなったとき その事由が生じた日の属する月から県立病院等において職員として薬剤師の業務に再度従事することとなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間
- (返還)

第8条 借受者は、第6条の規定により貸付けが廃止されたときは、第3条の規定による貸付けを受けた返還資金の総額（以下「貸付額」という。）に貸付けが開始された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めたときは、分割返還によることができる。

- 2 借受者は、正当な理由がなくて返還資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。
 - 3 利息相当額及び前項の延滞利息の額の計算につき年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- (返還等の免除)

第9条 局長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

- (1) 県立病院等において職員として薬剤師の業務に従事した期間（休止期間を除く。以下「業務従事期間」という。）が、返還資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間（1月末満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。）に達したとき 貸付額及び利息相当額の全部
- (2) 前号に掲げる場合のほか、業務従事期間があるとき 貸付額及び利息相当額の一部
- (3) 業務従事期間若しくは休止期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため県立病院等において薬剤師の業務に従事することができなくなったと認められるとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により県立病院等を退職したとき 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められるとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(返還等の猶予)

第10条 局長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 県立病院等において職員として薬剤師の業務に従事しているとき。

(2) 第7条の規定に基づく貸付けの休止を受けているとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。